

## 第 55 期 第 5 回 熊本地方最低賃金審議会（令和 7 年度第 5 回） 議 事 錄

- 1 日 時 令和 7 年 9 月 4 日（木） 16 時 00 分～16 時 50 分  
2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 熊本労働局大会議室  
3 出席者  
（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、諏佐委員、本田委員、森口委員  
（労働者代表委員） 黒木委員、齊藤委員、西委員、花岡委員、山本委員  
（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、浦田委員、原山委員、山下委員  
（熊本労働局） 金谷労働局長

【事務局】斎藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官、堀田専門監督官

- 4 議 題  
（1）熊本県最低賃金改正の答申について  
（2）その他

### 5 議事内容

補佐

ただ今から、第 55 期第 5 回（令和 7 年度第 5 回）熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

まずは、定足数の報告です。本日の委員の御出席は、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 5 名で、委員総数 15 名中 15 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

続きまして公開についてです。熊本地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項により、本審議会は原則として公開することとなっております。本日は、一般の方から 2 名、報道機関から 9 名の傍聴及び取材の申込があつております。

それでは、今後の議事進行を倉田会長にお願いします。会長よろしくお願いします。

会長

皆様、こんにちは。

今年度、本審議会におきましては、熊本県にふさわしい最低賃金というものが如何なるものかということを、法定の 3 要素と客観的なデータを用いて、非常に慎重に議論をして参ったところです。特に今年度は、両者の主張の隔たりも大きかつたため、合意性の意義を損なわないように、可能な限りの歩み寄りをお願いして、審議会が長期化することになりました。

しかしながら、このような形で私ども十分な審議を尽くさせていただきました。結果といたしましては、労使それぞれのお立場お考えに基づきまして、前回の専門部会での第4回目の金額提示の際に、これ以上な歩み寄りは難しいということでございましたので、先ほどの専門部会におきまして、公益見解を示させていただいたところです。

これにつきましては、全会一致となりませんでしたので、この後、皆様の御意見を採決という形でお諮りすることになろうかと思いますが、この公益見解におきましては、これまで皆様からいただいた御意見を踏まえまして、さらに最低賃金法の目的である最賃近傍労働者の生活保障、それから労働の質の向上という観点から、最善を尽くして検討した結果でございます。

見解に対しては、もちろん様々な受け止めがあるかと存じますが、できる限り多くの皆様に御理解と御納得をいただきたいと心から思っている次第でございます。

それでは、本日、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

補佐

それでは申し訳ございません。カメラ撮りと録音は一旦ここまでとさせていただきます。

会長

それでは早速審議の方に入らせていただければと思います。

議題1「熊本県最低賃金改正の答申について」でございます。熊本県最低賃金の改正決定につきましては、専門部会を7回開催し、審議を行い結審したところでございます。しかしながら、全会一致での結論とはなりませんでしたので、専門部会報告と公益見解に基づきまして、皆様に審議をお願いすることになります。

事務局は各委員に、専門部会報告書と公益見解を配付してください。

会長

それでは皆様、お手元に報告書はございますか。事務局は報告書の朗読をお願いいたします。

室長

朗読します。

令和7年9月4日

熊本地方最低賃金審議会

会長 倉田 賀世 殿

熊本地方最低賃金審議会 熊本県最低賃金専門部会  
部会長 倉田 賀世

熊本県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月15日、熊本地方最低賃金審議会において付託された熊本県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、調査審議において、業務改善助成金等の生産性向上支援や価格転嫁等、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備が必要であることは全委員共通の認識であった。これについて、当専門部会としては熊本地方最低賃金審議会から熊本労働局長に対する建議が行われることを要望する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

#### 記

- 1 公益代表委員  
倉田 賀世 諏佐 マリ 本田 悟士
- 2 労働者代表委員  
齊藤 智洋 西 広継 山本 寛
- 3 使用者代表委員  
岩永 秀則 浦田 隆治 原山 明博

別紙

#### 熊本県最低賃金

- 1 適用する地域  
熊本県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,034円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和8年1月1日

以上です。

会長

ありがとうございます。専門部会に御参加ではない委員の皆様もいますので、発効日について少し補足をさせていただければと思います。

今年度、専門部会におきましては、賃金の引上げ額と発効日につきまして、それぞれに議論を行いました。このうち賃金額につきましては全会一致となりませんでしたので、こちらの本審でお諮りをさせていただきますが、発効日につきましては専門部会で全会一致となりましたので、最低賃金審議会令第6条5項の規定に基づきまして、専門部会の決議をこちらの本審での決議というふうにさせていただくところでございます。重ねましてどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、部会長を務めました私から、専門部会の審議経過と公益見解につきまして、非常に簡単にではございますが、御報告をさせていただければと存じます。

まず、専門部会における審議経過でございます。双方のお立場として労働者側は労働基準法1条最低賃金法1条の趣旨に基づいて、最低賃金は人たるに値する生活を保障する額であるべきであり、昨年比いくらというよりは、現状で労働者として、いくらあれば生活できるのかを考えるべきだというお立場でございました。一方で、使用者側といたしましては、賃上げ自体に反対するわけではないが、トランプ関税の影響による不透明感や人手不足による防衛的な賃上げ状況、価格転嫁が困難な中小企業の疲弊、さらには地域のセーフティネットとして存在する中小企業の持続的発展というものについても、考慮すべきではないかという御発言をいただいたところです。

これら双方のお立場に基づきまして、初回提示額は労働者側が1,130円で、使用者側の提示額が初回991円ということで、それぞれの開きが139円という形でスタートしました。

その後、2回目の金額提示で双方に折り合っていただき、乖離額41円というところになりましたが、それ以降は金額、乖離額とも非公開というかたちで審議を進めさせていただきましたが、最終的には当初の開き139円から、かなり幅が縮まるという形になりましたが、残念ながら一致を見なかったというのが、金額にかかる審議の経過でございます。

次に、今回これらの審議を踏まえまして、提示させていただいた金額に係る理由を述べております公益見解につきまして、簡単に御説明させていただきます。

お手元に、「令和7年度熊本県最低賃金の改正決定に関する公益見解」という資料が配付されていると思いますので、こちらを御覧ください。

それでは公益見解につきまして少し御説明をさせていただきます。

こちらの公益見解につきましては、まず1では、中央最低賃金審議会においてどのような考え方の下目安額が示されたのかということをまとめてございます。こちらは既にホームページ等で資料も公表されておりますので、後ほど御参照をいただければと思います。

捲っていただきまして2ページです。まず、熊本県の最低賃金額を出すにあたりまして基本となる決定方法についてでございます。

ここが基盤となりますので、この部分につきましては読み上げさせていただきます。

## 「2 熊本県最低賃金の決定方法について

熊本県最低賃金の改正決定にあたり、最も重要な要素は最低賃金法第9条第2項の3要素であり、熊本県における「労働者の生計費」及び「賃金」並びに「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して決定されることになる。その際には、令和7年7月15日付熊本労働局長発熊本地方最低賃金審議会宛「最低賃金の改正決定について(諮問)」(熊労発基0715第4号)が「『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版』及び『経済財政運営と改革の基本方針2025』に配意」した調査

審議を求めていることへの配慮も必要となる。また、審議に際しては、熊本県の実態に即した最低賃金の決定審議をすることが求められる。したがって、熊本県における各種の客観的資料に基づき検討するだけでなく、全国における熊本県の消費者物価指数の位置づけ、県内世帯のエンゲル係数と生活保護世帯のエンゲル係数との相関、最低賃金による実質的な賃金上昇率および熊本県の平均賃金と最低賃金の割合の位置づけ、各都道府県の産業における名目労働生産性および産業構造、人材流出の状況等も勘案することとした。以上から、本公益委員見解を作成するに際しては、熊本県における法定3要素を検討した上で、各種客観的資料に基づいた事項や熊本県の実情も踏まえ、総合的に判断を行った。」

ということでございます。

以下、今申し上げた法定3要素につきまして、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力として考慮した事項がそれぞれ列記されております。こちらにつきましては後程御参照いただければと思います。

次に6ページです。結論の部分でございます。

### 「3 令和7年度熊本県最低賃金の改正について

当審議会は、熊本県の経済・雇用の実態を見極めつつ、消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響などに十分配慮し、データに基づき熊本県最低賃金額を検討するものである。」

といたします。

その中でまずは法定3要素です。労働者の生計費については、消費者物価指数が高い水準で推移しており、とりわけ生活に必要不可欠な食料の増加率が高く、また、エンゲル係数からも最低賃金近傍労働者の生計費の負担となっていることが看取できるといたしました。また、労働者の賃金につきましては、連合熊本の「2025年春季生活闘争」の結果、それから事業者の賃金支払能力を勘案した賃金支払状況を示す指標とされております「賃金改定状況調査結果」第4表のいずれにおきましても、増加割合が高くなっているということを確認し、その上で、これらを総合すると熊本県の事業者全体としては賃金原資の確保が可能な状況にあることが見て取れるといたしました。

6ページの（3）ですが、県内事業者の通常の賃金の支払い能力につきましては、労務費の価格転嫁につきまして、熊本県の企業におきましては依然として課題は残るもの、多くの企業において一定程度の価格転嫁がなされている実態があるということ。それから7ページ、各種助成金の拡充や、実際の活用数などを見ますと、一定の資金の支払能力の確保が可能な状況にあるという評価ができるといたしました。

さらに、これら法定3要素に加えまして（4）でございます。熊本県の特徴的な実情といたしまして、農業、林業に従事する外国人労働者数が非常に多い中で、しかしながら制度改正により「技能実習」から転職や事業所変更が認められる「特定技能1号」へ移行した際に、賃金の高い県に移動する労働者数の割合が、熊本県は全国の中でも非常に多いということが課題になっているということを挙げさせていただきました。

これら法定3要素、あるいは熊本県の特殊事情などを総合的に勘案しまして、7ページの2段落目でございますが、本公益見解においては、令和7年度熊本県最低賃金について、特に労働者の生計費負担との関連性が高い消費者物価指数のうち、食料の増加率（8.1%）に着目するとともに、先ほど申し上げました中央最低賃金審議会及び熊本労働局長からの諮問にありました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行

計画 2025 年改訂版」に基づく「物価上昇を 1 % 程度上回る賃金上昇」が望ましいという考え方につきまして考慮をさせていただきました。その上で現行の最低賃金額 952 円からこの 9.1% 引き上げた場合の 86 円、1,038 円を念頭におきまして、その妥当性をさらに検討するという形を取りました。

先ほど来、申し上げておりますような熊本県内の実情からいたしますと、このような整理ができますが、他方で、実態といたしまして、あるいはこの間の審議で、使側から主に御主張いただきました内容に基づきまして、労働力確保の必要性から、事業主が負担能力を超えて賃金を引き上げているケース、さらに、これに伴う労務費等のコスト増を全ては転換できていない状況、また、本年度も事業者ヒアリングをさせていただいておりますが、業種によっては生産性向上が非常に難しく、大幅な賃金引上げによって支払いが困難な状況にありつつあるといった点には留意をする必要があると考えました。

また、令和 7 年 8 月 10 日に本件では大雨被害が発生しておりますが、この県内経済全体に対する影響についても、さらに注視する必要があるという考えに至りました。

以上のことを勘案した結果、当初の 952 円から 9.1% 引き上げた 1,038 円を念頭に置き、最終的には現行の 952 年に 82 円を加えました 1,034 円とすることが妥当であるとする結論にて至っております。

以上、この間の審議経過と公益見解について概略ではございますが、御説明をさせていただいたところでございます。

ただいまの報告につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

岩田委員

よろしいでしょうか。

会長

岩田委員、どうぞ。

岩田委員

専門部会において、公益委員の皆さん、それから労働側の皆さん、使用者側の皆さん、本当にたくさんの時間をかけて、ここまで議論されたことには敬意を表したいと思います。

ですが、皆さんの中で、中小企業に在籍しているのは私だけだろうと思うので、現場の声として一言御意見を述べさせていただきたいと思います。

実は本日、会社からこの審議会に来る時に、私どもの会社のメンバーで労働者の一人であります総務部長から「今日会議でしたら、是非、現場の声として意見を言ってきてほしい。」という意見がありましたので述べさせていただきます。

現在、私が所属しております会社は中小企業で、従業員は正社員とパート従業員等と含めて 100 人ちょっとを超す事業であります。その中で、もちろん私自身も最低賃金審議会を務めさせていただいているし、以前から申し上げていますように、使用者側も労働者に十分な賃金を払えるように努力することと、またそれによって幸せになってほしいという気持ちは同じですので、なるべく賃金も最低賃金ではなく、頑張っていきたいと思い、やってるところです。

中小企業ですと労働者の方々は主婦の方がほとんどなんですね。そうすると先ほど言いました総務部長からも、現実問題として急激な賃金上昇は、雇用保険の関係や年間の所得制限を超えたくないというところから、確実に毎年毎年労働者数が減っている、なおかつ労働者数が減ると、私どもの業種は手作業がほとんどなので、どこかでその人員を補わないといけない、そうすると先ほど見解にもありましたように外国人労働者ですとか、職業安定所等に募集をしますが、なかなか人が来ない。理由は業種のイメージとかそういうものもありますが、賃金の高い方に人が流れるというのは実感しているところです。ただ、本当に一企業としまして、中小企業はあまりにも大幅な賃金上昇がありますと、先ほど単純計算で出したので、これが検討の数字になるかどうか分かりませんが、わたくしどのもの会社で、50人ぐらいがパート従業員ですから、最低賃金として1日8時間の4日働くとすると、年間1,536時間になるんですね。今までの952円で計算しますと1,462,272円の所得になります。これで130万を超えてますから、既に実際問題としてはもう時間調整に入ってる人なんですね。でもこれが同じ時間数にかけて今度の1,034円で計算しますと1,588,224円になります。これでまた時間調整に入りますし、952円の場合と1034円になった場合の年間の差額を出しますと、1人あたり125,952円上昇します。これを単純に50人でかけると、年間、会社が追加で支払わないといけなくなるのは6,297,600円なんですね。これも単純計算でありますから、検討事項にならないと思いつつ、発効日が1月1日とはいえ、本当にその620万をどう捻出するか、先ほど言いました現場の人間に、この分の予算立てを変更してほしいと言って、中小企業としてこの620万をその何ヶ月の間にどうするのか、一番最初に言いましたように、倉田会長もおっしゃいましたように、労働者の苦労も分かります、十分に分かっているつもりですが、中小企業は本当に家庭的なところが多く、従業員と使用者側で頑張っていこうという気持ちにあまり差がないと思うんですね、だから一緒に頑張っていこうという中に、これほど急激な上昇は捻出できないかもしれないというのが私の実感です。

ですから本当に労働者も厳しいでしょうが、急激な賃金上昇は一中小企業としてもものすごいダメージがあるということだけは分かっていただきたいと思います。

以上です。

会長

ありがとうございました。お気持ちは本当にしっかりと受け止めさせていただきたいと思います。

ほかに、質問等ございましたらお願ひいたします。

それでは、今、岩田委員からお話しいただいた御気持ちをしっかりと受け止めつつも、ここはやはり採決をさせていただかなければなりません。

全会一致ではないということで、公益見解に基づく専門部会報告につきまして、審議会としての議決をお願いすることになります。

浦田委員

退席させていただきます。

(使用者代表委員5名のうち浦田委員、原山委員、山下委員、退席。)

会長

それでは専門部会報告に対する採決を行いたいと思います。採決に入る前に、事務局に定足数の確認をお願いします。

補佐

定足数の報告をいたします。公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員2名で、委員総数15名中12名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の委員の3分の2以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各3分の1以上の出席の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

なお、最低賃金審議会令第5条第3項により、会長は可否同数の時に裁決権を持っていることから、委員として表決に加わらないとされています。

以上です。

会長

はい、ありがとうございます。

それでは、挙手の方法により採決を行います。

事務局は採決の進行と結果報告をお願いいたします。

室長

引上額82円、時間額1,034円に賛成の方、挙手をお願いします。

(公益代表委員4名、労働者代表委員5名、挙手)

ありがとうございます。

反対の方、挙手をお願いします。

(使用者代表委員2名、挙手)

ありがとうございます。

それでは、採決の結果を報告します。

採決の基礎数は11名、賛成9名、反対2名。

よって賛成多数となりましたことを、御報告いたします。以上です。

会長

ありがとうございます。

それでは、ただいま採決をさせていただきましたとおり、引き上げ額82円、時間額1,034円で結審に至りましたので、答申文を作成することといたします。

事務局は答申文の作成をお願いをいたします。合わせまして、事務局には今退席された委員へ、この後の審議への参加の意向確認をお願いいたします。

室長

準備いたします。

(浦田委員、原山委員、山下委員、復席)

会長

それでは皆様お揃いですので、審議を再開いたします。

お手元に答申文（案）はございますか。

それでは答申文（案）の修正を行いますので、委員の皆様には御確認をいただきまして、修正等の御意見がございましたらお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

それでは事務局から傍聴の方への配付、及び答申文（案）の朗読をお願いいたします。

(傍聴人へ答申文（案）配付)

室長

それでは朗読させていただきます。

熊賃審発第13号  
令和7年9月4日

熊本労働局長  
金谷 雅也 殿

熊本地方最低賃金審議会  
会長 倉田 賀世

熊本県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月15日付け熊労発基0715第4号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、熊本県最低賃金専門部会から、業務改善助成金等の生産性向上支援や価格転嫁対策等、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備が図られることについて、当審議会から熊本労働局長に対して建議が行われるよう要望がなされたところである。

このため、次回開催する当審議会において建議することを申し添える。

別紙

熊本県最低賃金

1 適用する地域  
熊本県の区域

- |                        |
|------------------------|
| 2 適用する使用者              |
| 前号の地域内で事業を営む使用者        |
| 3 適用する労働者              |
| 前号の使用者に使用される労働者        |
| 4 前号の労働者に係る最低賃金額       |
| 1 時間 1,034円            |
| 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの |
| 精勤手当、通勤手当及び家族手当        |
| 6 効力発生の日               |
| 令和8年1月1日               |

以上です。

会長

ありがとうございます。

それでは、この答申文（案）につきまして御承認をいただきましたので、委員の皆様は答申文（案）の（案）をお取りください。

この後、正式に局長に答申することといたしますので、事務局は答申文の準備をお願いいたします。

(答申文手交準備)

補佐

それでは、熊本県最低賃金の改正決定について、答申を行います。

会長、お願いします。

会長

熊本県最低賃金の改正につきまして答申いたします。

(会長から局長へ答申文手交)

補佐

ありがとうございました。

それでは、金谷労働局長から一言挨拶申し上げます。

局長、お願いします。

局長

ただいま倉田会長から答申文をいただきました。誠にありがとうございます。

毎年、最低賃金審議会委員の皆様には大変難しい議論をお願いしていると認識しております。

今年度につきましては、長引く物価高に加えまして、トランプ関税の問題ですとか、あるいは8月10日の大雨の問題ですとか、今後の企業経営、さらには県内の雇用失業情勢に与える影響も考えられる課題が山積する中、例年にも増して難しい議論をしていただいたものだと認識しております。

今回、最低賃金専門部会を7回開催するという異例の状況となりました。また、先ほどの採決も残念ながら賛否分かれたところではございますが、これも各委員、皆様が今後の企業経営ですとか、あるいは労働者の生活の向上に受けまして、真摯に議論していただいた結果であるとわたくしとしては認識しているところでございます。

ただいま答申をいただきましたので、今年度の最低賃金の改正につきましては本答申に基づきまして、今後の手続きを進めさせていただきたいと思っております。

こちらの答申では中小企業、あるいは小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備につきまして、今後、建議をいただけるということでございました。

先ほど岩田委員の方からも、中小企業の切実なお声につきまして御紹介をいただきましたが、こうした中小企業あるいは小規模事業者に対して配慮していかなければいけないことは最低賃金のみならず、現下の労働行政にとって大切な課題であると認識しておりますので、是非とも引き続き忌憚のない御意見を聞かせていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

最低賃金審議会は本日で終わりというわけではございません。しばらく続きますが、まずは本日、答申までいただきましたことにつきまして、委員皆様に改めて感謝を申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

補佐

ありがとうございました。

それではカメラ撮りはここまでとさせていただきます。

会長

金谷局長には御挨拶いただきましてありがとうございました。

今年度における熊本県最低賃金の改正の審議はこれで終了いたします。

事務局から今後の日程について、御説明をお願いいたします。

室長

次回の審議会以降について御説明させていただきます。

本日、熊本県最低賃金の改正決定について答申をいただきましたので、本日付で異議申出の公示を行います。公示期間の末日は9月19日金曜日となります。異議申出が提出されますと、異議申出にかかる審議を行っていただくことになります。その場合、9月22日月曜日、午前10時より第6回本審をこの場所で開催させていただく予定としております。

委員の皆様、よろしくお願いします。

なお、中小企業・小規模事業者に対する支援施策等に関する建議についても、この第6回本審で検討していただく予定としております。

次に、運営小委員会について御説明させていただきたいと思います。

9月17日午前10時からこの場所、10階大会議室で運営小委員会を開催させていただく予定としております。この運営小委員会では、特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の審議について、御審議いただきたいと思います。ここでの審議結果がまとまりましたら、第6回本審で運営小委員会の結果を報告をいただき、その結果を労働局長へ答申していただきたいと考えております。以上です。

会長

ありがとうございます。ただいま御報告いただきました審議日程につきまして、皆様から御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上を持ちまして、本日の審議を終了させていただきます。

岩田委員には本当に貴重な御意見を賜りましたことを改めてお礼申し上げます。また、委員の皆様にはそれぞれのお立場から、真摯に議論いただきまして重ねてお礼を申し上げます。

本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。